

備考

注意事項

- 1 取引の關係者から請求があつたとき、又は重要な事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を更新すること。
- 3 務務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。